

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市		
提案プロジェクト名		あわじ環境未来島一国生みの島からの日本再生		
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化				
(a) 財政上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	総合的なプロジェクトに対する横断的支援	<p>・現行では総合的なプロジェクトに対して横断的に財政支援措置を行う仕組みが存在しない。</p> <p>・環境未来都市においては、農林水産、環境など個別の分野振興を超えた総合的な対応を要する事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、機動的かつ直に地域へ財政支援する枠組みを構築すること(例:淡路島の土取り跡地等の総合開発。医療、療養、農、エネルギーなど横断的な取組が必要)。</p> <p>・また、リーディングプロジェクト等重要事業は、環境未来都市認定後、当分の間は国費の補助率を引き上げること。</p> <p>・以上の趣旨で、下記6つのモデル毎に、個別の取り組み支援ではなく、包括的な財政支援の実施を求める。</p>	(全般)	
		<p>【未来都市創造拠点モデル】(淡路市南鶴崎地区等) 淡路夢舞台、国営明石海峡公園、県立淡路島公園、花博跡地を一体的に活用したあわじ環境未来島の玄関口を整備する。</p>	(1)太陽光発電の推進 (2)食文化大学院構想の推進 (3)淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上 (4)子どもが育つ島づくり	
		<p>【小規模集落モデル】(淡路市生田・長澤地区) 住民の移動手段の電動化や地域資源を行かした拠点づくりなどを通じて小規模集落を活性化 ・コミュニティバスの整備・効率的運用に対する支援 ・廃校を活用した交流・にぎわいの拠点づくりへの支援 ・エネルギー自立型防災(避難)拠点整備への支援 ・古道再生・登山道・フットパスの整備に対する支援</p>	(5)太陽光発電の推進 (6)低炭素型交通システムの構築 (7)ウォーキングミュージアム	
		<p>【農村モデル】(洲本市五色町) 「エネルギーの持続」と「食と農の持続」の結び目となるバイオマス利用のショールームを目指す。 ・農機の電動化への財政支援 ・農業施設(倉庫・保冷库)・遊休地等での太陽光発電整備に対する支援 ・下水汚泥・家畜糞尿からのメタンガス生成・発電への支援 ・放置竹林対策と組み合わせた竹の活用への支援 ・農業多機能センサー「e-案山子」、遠隔操作シカワな等、ICTを活用した農業振興や鳥獣害対策の実験的な取組に対する支援</p>	(8)太陽光発電の推進 (9)低炭素型交通システムの構築 (10)菜の花エコプロジェクトの推進 (11)バイオマスの総合活用 (12)e-案山子プロジェクト (13)農業生産の創エネ・省エネ	
		<p>【漁村モデル】(南あわじ市沼島) 地域特性を生かした小規模・自律分散型のエネルギー自給島(マイクログリッド・モデル)をつくる。 ・漁船の電動化への支援 ・電動カートの普及への支援 ・エネルギー自立型防災(避難)拠点整備への支援 ・環境学習・エコツーリズムとしての拠点化への支援 ・水産資源回復・漁場整備に対する支援 ・エネルギー自給と暮らしが両立するモデル島づくりのためのマイクログリッド実証実験に対する支援</p>	(14)太陽光発電の推進 (15)エネルギー自給島プロジェクト (16)環境学習・エコツーリズムの拠点化	
		<p>【地方都市モデル】(洲本市中心市街地) 温暖で自然豊かな環境を生かした「まちから島へ」をテーマに、人口減少・超高齢化に対応したまちづくりを推進。 ・県立病院跡地での健康福祉ゾーン形成への支援 ・在宅で安心して暮らし続けられる環境整備への支援(特にICTによる独居高齢者見守りシステムの構築など地域住民による共助の仕組みづくりに対する支援) ・ユビキタスEV充電のしくみづくりへの支援 ・食の魅力を生かしたスローツーリズムの拠点づくりへの支援</p>	(17)太陽光発電の推進 (18)低炭素型交通システムの構築 (19)健康・福祉の拠点づくり (20)高齢者の生活支援のしかけづくり (21)安全で安心して暮らせる島づくり (22)スローツーリズムの拠点づくり	
		<p>【食・農人材育成拠点モデル】(淡路市野島・南あわじ市志知) 太陽の恵みから「富」を引き出す知恵・ノウハウを持つ食と農の人材育成を推進する。 ・廃校・遊休農地を活用した食・農人材育成拠点形成への支援 ・薬用植物の最適化栽培技術開発に対する支援 ・新しい形の大規模クラインガルテン整備への支援 ・農水産業から加工・調理、販売、流通まで含めた食産業のプロフェッショナルを育成する食文化大学院を創設するための支援 ・障害者等を対象に支援付きの雇用機会等を提供する「ソーシャル・ファーム」の開設に対する支援(ハード整備に対する補助制度等)</p>	(23)食・農人材育成拠点の形成 (24)薬用植物プロジェクト (25)農水産業の学習拠点整備検討 (26)食の拠点施設の整備検討 (27)ソーシャルファームの推進	

2	雇用の創出に対する支援	都市部への若者の流出を食い止めるためには、地元で魅力ある仕事づくりを進めることが必須である。地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)(厚生労働省)の適用を受けて地域資源を生かした多様な雇用創出事業を展開する。	(46)地域資源を生かしたしごとづくり			
3	SOLAS条約に基づく港湾保安施設の管理運営支援	現行では、SOLAS条約に対応するフェンスや監視カメラ等の埠頭保安設備の整備に対する支援措置が設けられているが、管理運営費用については対象外であり、港湾管理者等が負担を強いられている。港湾の国際競争力強化の観点から、国策として港湾保安対策を講ずることが不可欠であり、港湾管理者等が港湾保安対策を行っていく上で必要な管理運営費用に対する財政措置を行うこと。	(47)企業等の立地の推進			
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4		
1	総合特区支援利子補給金と同等の支援措置の導入とさらなる拡充	現状では、総合特区の金融支援として、事業者が特区計画に認定された事業を行うにあたり金融機関から借り入れる場合、利子補給金制度が設けられている。 (提案) 総合特区の金融支援措置と同等の措置を環境未来都市においても講じること。 なお、この制度の前提として、まず金融機関からの融資が円滑になされ、環境未来都市の推進に資するよう、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫等において、計画を担う事業者への低利かつ柔軟な融資メニューを創設するよう働きかけること。また、利子補給金の支給について国から指定を受けることが可能な金融機関については、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫など、幅広く民間金融機関も対象とすること。	(3)淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上 (47)企業等の立地の推進			
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	農用区域内の遊休農地での太陽光発電設備の設置可能化	エネルギー自給率の向上及び遊休農地の有効利用のため農用区域内の遊休農地で太陽光発電設備の設置を行う。	農業振興地域の整備に関する法律10条4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令7条4項	農林水産省	(1)(5)(8)(14)(17)(31)太陽光発電の推進	
2	発電施設の保安基準(保安規程作成・電気主任技術者設置等)の緩和	太陽光発電システムの導入を促進する上で必要なため。	電気事業法38条	経済産業省	(1)(5)(8)(14)(17)(31)太陽光発電の推進	
3	次世代小型電動車両の公道走行可能化	住民の利便性を確保しつつ低炭素化、エネルギーの自立を目指すためにマイクロEVの実証実験を行う上で必要。	道路運送車両法41条	国土交通省	(6)(9)(18)(32)低炭素型交通システムの構築	
4	電気自動車充電サービスの課金規制の緩和	コンビニエンスストア等の敷地内で行う電気自動車への充電事業については、電気事業法における事業規制の対象外であり、充電サービスを提供することで顧客に対して課金を行うことは可能とされているが、使用した電力量(kWh)で販売する場合には計量法の規定による検定に合格したメーター(電力量計)を設置して電力量を測定する必要があるとされており、正確な計量が義務付けられている。充電量に応じた課金の仕組みを導入しやすくするため、この規制の緩和が必要。	計量法70条 計量法施行令17条	経済産業省	(6)(9)(18)(32)低炭素型交通システムの構築	
5	離島航路(定期船)を活用した周遊航路運行の可能化	定期便船舶を遊覧船として有効活用する上で必要なため。	海上運送法20条、21条 船員法60条	国土交通省	(16)環境学習・エコツーリズムの拠点化	
6	国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築	地元事業者(兵庫県園芸・公園協会共同体)が国営明石海峡公園の管理受託者となったことを契機に、近接施設である淡路夢舞台、県立淡路島公園、ウェスティンホテルとの連携をより強化し、さらなる集客を図っていきたい。 その上で以下の措置が必要。 ①入園料収入の一定額をイベント開催等の原資として活用できるようにすること ②入園料の減免手続の弾力的な運用を可能にすること ③開園時間の延長に係る国への変更手続の簡素化すること	会計法2条 都市公園法施行令20条2項、21条 都市公園法施行規則11条2項	財務省 国土交通省	(3)淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上	
7	B5製造に係る条件の緩和	BDF利用を進める上でBDF品質に係るJIS規格の緩和が必要。(JIS規格を満たしている場合、特定加工業者(軽油にBDFを混合する者)はB5成分分析を年4回(3ヵ月毎)行えばよいが、JIS規格を満たさない場合、軽油にBDFを混合するたびにB5成分分析を実施する必要がある。地産地消型の小規模な取り組みではJIS規格を満たすことが困難であり、実質BDFの利用が進まない。)	揮発油等の品質の確保等に関する法律17条の7	経済産業省	(10)(29)菜の花エコプロジェクトの推進	
8	鳥獣保護区でのシカ・イノシシの捕獲制限の緩和	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、鳥獣保護区の全部又は一部について、知事が指定した区域においては、特定鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定できるようにする。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律11条、28条	環境省	(12)e-案山子プロジェクト	
9	銃砲所持許可保有者に対する狩猟免許試験の一部免除	鳥獣捕獲の担い手である狩猟免許保持者の確保・増加が期待でき、鳥獣による農産物等の被害軽減につながる。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律48条	環境省	(12)e-案山子プロジェクト	
10	有害鳥獣捕獲に限った夜間発砲の規制緩和	日の出前及び日没後の銃器使用を許可することにより効率的・効果的な捕獲(留め刺し)が可能となる。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律38条	環境省	(12)e-案山子プロジェクト	
11	農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大	農地利用集積円滑化事業について、適切な遂行が期待できる団体(必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等)であれば、その主体となれるようにする。(但し、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。) 【農地譲渡者のメリット】 農地売買等事業で農地を円滑化団体に譲渡した場合、所得税が軽減される特例対象となる(譲渡益から800万円又は、1,500万円特別控除)。	農業経営基盤強化促進法4条3項	農林水産省	(23)食・農人材育成拠点の形成	

12	農地法面を活用した太陽光発電設備設置基準の明確化	農地の有効活用の観点から未利用地である畦畔・法面部分への太陽光発電設備の設置に際しての農地転用の要否及び転用許可の要否に係る判断基準を明確化する。	農業振興地域の整備に関する法律15条の2 農地法4条、5条	農林水産省	(1)(5)(8)(14)(17)(31)太陽光発電の推進
13	道路法面に設置する太陽光発電設備を占用許可対象物件に追加	道路の構造に影響を与えない太陽光発電設備について占用許可対象物件に追加する。	道路法32条、33条 道路法施行令7条	国土交通省	(1)(5)(8)(14)(17)(31)太陽光発電の推進
14	一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費	太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等については、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とする。	エネルギー供給構造高度化法 平成21年経済産業省告示第278号 (最終改正：平成22年経済産業省告示第66号)	経済産業省	(1)(5)(8)(14)(17)(31)太陽光発電の推進
15	EV充電設備に係る道路占用許可に関する基準の明確化	電気自動車のための充電機器については道路区域内の占用許可申請の対象であることを明確化する。	道路法32条、33条 道路法施行令7条	国土交通省	(6)(9)(18)(32)低炭素型交通システムの構築
16	他の水利使用に従属する小水力発電の許可手続の簡素化	従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、従属元の水利使用が、特定水利使用であるか否かを問わず、国土交通大臣の同意を不要とすることを求める。	河川法23条、79条2項 河川法施行令2条1項、47条	国土交通省	(33)エネルギー自給のむらづくり
17	NPO法人等が開設する農家民宿の客室面積の要件(33㎡以上)の適用除外	都市住民の田舎暮らしの推進と農山漁村集落の活性化を目的に、農林漁家でない者(集落活性化や空き家活用に取り組むNPO法人、伝統工芸品の製造業者等)が、自宅の一部又は空き家を活用し、田舎暮らし体験の機会提供を条件に小規模な民宿を開業する場合、簡易宿所の客室面積の要件(33㎡以上)を適用しない措置を講じる。	旅館業法3条2項 旅館業法施行令1条3項	厚生労働省	(7)ウォーキングミュージアム
18	農業体験で収穫した野菜を調理して有償で提供する際の知事への営業申請に関する基準の緩和	農業体験で収穫した野菜を調理して有償で提供するためには、食品衛生法上の知事の許可を取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱うことができるようにする。	食品衛生法52条	厚生労働省	(43)丸ごと環境学習島 (45)あわじスタイルのツーリズム
19	海外人材の出入国規制の緩和(家族滞在の要件緩和)	在留資格「家族滞在」の対象に、配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにする。	出入国管理及び難民認定法2条の2、7条1項・2項 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	法務省	(23)食・農人材育成拠点の形成
20	関税法に基づく開港の速やかな実現(通常3～5年を1年程度に短縮)	関税法に基づく開港の要件は、年間の輸出入貨物価額計5千万円以上、外国貿易船の出入港12隻以上とされている。新たに開港となるためには、以上の実績を3～5年にわたって上げることが通例として求められ、開港までに長期間を要し、企業活動や港湾利用に支障を来すことから、上記の実績観察期間を大幅に(1年程度)に短縮することを求める。	関税法施行令1条3項	財務省	(47)企業等の立地の推進
21	通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例	体験型観光、エコツーリズム等の分野に特化した、当該地方公共団体が適当と認めた「総合特区認定通訳案内士」について、報酬を得て通訳案内を行うことを業とすることを可能化。	通訳案内士法	国土交通省	(3)淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上
22	財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例	国庫補助財産の転用について、当該事業が総合特区計画に定められ、所管省庁の長が同意し内閣総理大臣が認定した場合には、補助金等適正化法第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなす。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条	財務省 国土交通省	(3)淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上

(d) 取組に必要なその他の支援措置

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	取組に対する客観的な評価制度の確立	・これまでの国の地域活性化施策は、その推進に注力するあまり、事業実施後の評価にあまり取り組んでこなかった面があり、地域が成果や課題を共有し、取組を改善したり、国へ制度充実の提案を行うことが困難であった。 [改善すべき点] ・環境未来都市の取組については、一定期間毎に外部の第三者が適切な評価を行い、成果や課題、それらの要因を客観的に分析し、以後の類似の制度の改善や国・地方の関係施策の参考とできるよう発信すること。 ・また、国による指定の取り消しも、客観的な評価に基づいて行うこと。	(全般)	

(e) 税制のグリーン化

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	植物工場に係る固定資産税の軽減(農地並み課税)	固定資産税は、課税にあたって、固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法がとられている。地目は、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、地沼、山林、牧場、原野及び雑種地に区分され、それぞれ課税単価が異なる。現行法では、工場の地目は「宅地」であり、平成22年度では、淡路市宅地の平均評価額は20,442円/㎡となっている。 「御食園(ミツクニ)」淡路島に相応しい産業誘致の一環として、島内に多数ある廃校等の遊休施設や未利用地を生かして植物工場を誘致するため、植物工場について、地方税法上の特例により農地並みの課税とすること及び家屋、償却資産の減免措置を講ずることで、固定資産税の軽減を図り植物工場の立地促進につなげる。 *平成22年度において、淡路市の宅地の平均評価額は20,442円/㎡に対し、畑地の平均評価額は約53.6円と約380倍の差がある。 (当該税制措置に伴う固定資産税減収分の補填措置も必要。)	固定資産税	(24)薬用植物プロジェクト	

2	国際戦略総合特区に適用される法人関係税制措置を環境未来都市にも適用すること	《国際戦略総合特区に係る税制改正(法人税)》 【投資税額控除または特別償却】総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取引してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。 【所得控除】専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。 《提案》 ・企業投資呼び込み、民間事業の円滑な展開を期すことを通じて就業の場を創出する必要性は、国際戦略総合特区が対象とする大都市圏以上に、人口の社会動態が大きくマイナスになっている中山間地においてこそ必要性が大きい。 ・環境未来都市においても、国際戦略総合特区と同等の法人税の軽減措置を導入するとともに、所得控除制度の適用要件とされている「自治体による地方税の軽減等の実施」に対して、地方交付税による減収補てんを実施すること。	法人税	(3) 淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上 (47) 企業等の立地の推進
3	建築物のバリアフリー化のための税制優遇措置の実施	<法人・個人事業主> 現行では、認定を受けた特別特定建築物(2,000㎡以上の昇降機を設けたものに限る)の新築、増築、改築について、所得税、法人税の割増償却(10%、5年間)が適用されているが、バリアフリー化をさらに推進するため、割増償却の率及び期間のさらなる拡充を行う。 <一般家庭> 現行では、特定居住者が行う①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦引き戸への取り替え工事、⑧床表面の滑り止め化 を行った場合に、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない額の10%相当額がその年の所得税額から控除(最大控除額15万円)されるが、バリアフリー化をさらに推進するため、最大控除額の上限を撤廃する。	所得税・法人税	(20) 高齢者の生活支援のしかけづくり
4	創エネ・省エネ・蓄エネに関する税制優遇措置の実施	<法人・個人事業主> 《現行(グリーン投資減税)》 エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取引した場合の30%特別償却又は基準取得価額の7%税額控除(中小企業のみ) 《提案》 エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化を図るため、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要であり、税制優遇措置の対象設備(太陽光・天然ガス車・高断熱窓等)をさらに(蓄電池などにも)拡大する。 <一般家庭> 《現行》 ①省エネ改修工事(全ての居室の窓全部の改修工事)(必須)、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤一定の太陽光発電装置設置工事 を行った場合に、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない額の10%相当額をその年の所得税額から控除(最大控除額20万円、太陽光発電装置設置の場合は30万円)。 《提案》 さらなる省エネ化を促進するため、最大控除額の上限を撤廃する。	所得税・法人税	(1)(5)(8)(14)(17)(31) 太陽光発電の推進
5	地域活性化総合特区に係る税制改正(所得税)を拡充(出資に係る所得控除の拡充)のうえ環境未来都市にも適用すること	《地域活性化総合特区に係る税制改正(所得税)》 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。 《提案》 出資に係る所得控除の拡充(中小企業だけでなくLLC、LLPも対象にすること) 理由: 社会的課題に資する小規模な事業を行う者としてLLC(合同会社)、LLP(有限責任事業組合)が想定されるため。	所得税	(30) 環境市民ファンドの検討

② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	住民の環境率先行動を評価する仕組みのモデル検討	「あわじ環境未来島」島民率先行動として島民主体の地道なCO2排出抑制等の努力が積み重ねられている。活動の継続や取組の輪の拡大に向けて、住民の地道な努力を評価し、行動変容へのインセンティブとなるようなメリット(税や電気代の軽減等)が与えられる仕組みの整備を国においても検討いただきたい。	(1)(5)(8)(14)(17)(31) 太陽光発電の推進 (30) 環境市民ファンドの検討	
2	新たなミティゲーション制度のモデル検討	開発で減じた自然を別の場所の自然再生で補う米国の法制度(ノーネットロス原則とミティゲーションバンキング)に倣い、ある場所の開発で失われる自然を別の場所の自然再生・復元で補う法制度の創設を検討すること(あわじ環境未来島構想において国のモデルと位置づけ検討を行うことができないか)。	(3) 淡路島国際公園都市(淡路市北部地区)の魅力向上 (47) 企業等の立地の推進	

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり」等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。